



国土交通省 北陸地方整備局

富山河川国道事務所

Toyama Office of River and National Highway

記者発表資料

令和5年7月20日

配布：県政記者クラブ

扱い：配布後解禁

大雨時の通行止め基準を緩和します

～国道160号氷見市宇波^{ひみ}～藪田^{うなみ}間～^{やぶた}

富山河川国道事務所では、国道160号富山県氷見市宇波～藪田における「異常気象時の事前通行規制区間※」について、以下のとおり「規制基準（雨量）」を緩和しますので、お知らせします。

※ 大雨時に全面通行止めとなる区間

記

日時：令和5年7月25日（火）9時

区間：国道160号富山県氷見市宇波～藪田（延長2.3km）

規制基準（雨量）：連続雨量140mmを160mmに緩和します。

詳細は別紙を御覧ください。



法面崩壊（氷見市泊地先：H28年2月）



防災工事実施後（同箇所：R3年4月）

お問い合わせ先

■ 地域防災調整官 ^{みなみだに}南谷 ^{たつや}達也 TEL：076-443-4722（直通）



パレットとやま

国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所
TEL：076-443-4701（代）（夜間・休日）

最新情報
はこちら

HP <https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>

Twitter https://twitter.com/mlit_toyama

YouTube https://youtube.com/@mlit_toyama



[事務所HP] [Twitter] [YouTube]

Twitter等の映像・画像は報道資料として使用可能です。使用においてはクレジット表記をお願いします。

大雨時の事前通行規制基準を緩和します

～国道160号氷見市宇波～藪田間～

○ 概要

石川県七尾市と富山県氷見市を結ぶ国道160号の氷見市宇波～藪田間(延長2.3km)は、大雨による異常気象時に土砂崩落や落石のおそれがあるため、規制基準(雨量)に達した場合に通行規制(通行止)を実施していますが、防災対策工事を実施し、令和5年7月25日(火)9時から、連続雨量140mmを160mmに緩和します。

○規制基準(雨量)の見直しに至る経緯

当該区間において、令和2年6月までに防災対策工事を実施しておりますが、その後、今回新たな基準とする連続雨量160mmを超過する雨量経験を経て、学識経験者を含む委員会の評価・見解をいただき、規制基準(雨量)を緩和することとしました。

○規制緩和の効果

規制基準(雨量)による通行規制は、5年に1回程度から10年に1回程度への減少が期待されます。(規制基準(雨量)による通行規制は平成8年度から令和4年度までに5回の実績有り)

